平成２１年（フ）第２５８号
静岡県牧之原市静波2576番地１
債務者　楠田しのぶ
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４８号
静岡市葵区本通３丁目20番地の１
債務者　清水　朝弘
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２６号
静岡県御前崎市佐倉3788番地の１　ビレッジ上の原ウエストＤ棟
債務者　野中マリフェ
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７１号
東京都国分寺市日吉町３丁目19番地11ガーデン桧301
債務者　廣田　雄史
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１１号
栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原204番地７
債務者　佐藤　清太
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１１９号
栃木県栃木市日ノ出町15番10―707号　サンコーポラス栃木日ノ出
債務者　日野　譲太
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１２２号
栃木県下野市石橋541番地３　ヴィラ・フローラ305号室
債務者　吉野　千夏（旧姓小池）
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２７４号
愛知県碧南市塩浜町８丁目１番地１　トヨタ自動車㈱アリビオ衣浦１棟529号
債務者　田島　一聖
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
愛知県岡崎市菅生町字深沢21番地１　シャンボール岡崎1104
債務者　浜口　鮎香
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
愛知県刈谷市松栄町２丁目５番地４　ファーブルシティ102号
債務者　園田　真琴
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
島根県邑智郡川本町大字川本3204番地
債務者　高橋　万里
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第２０号
島根県邑智郡川本町大字川本3204番地
債務者　高橋　　豊
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第５９０号
東京都府中市新町１丁目58番地の７新町アパート202
債務者　徳田　公章
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７１５号
東京都町田市小山町3662―２フィオーレＴＡＭＡ105、住民票上の住所神奈川県相模原市古淵３丁目７番69号
債務者　石倉　幸治
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３３号
静岡県浜松市西区大平台２丁目１番33号、前住所静岡県浜松市東区中野町683番地の３
債務者　川添　昌徳
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係